

会議録

名称	令和2年度第6回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	審議開始日 令和3年2月8日(月) 議決日 令和3年2月24日(水) 注：第6回情報公開・個人情報保護審議会については、新型コロナウイルス感染症対策として、書面による開催とした。
出席者	(委員) 浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、川原、橋本、斉藤、かいでん、後藤、伊藤、中村、平谷、塩月、青木、飯塚、五来、永積、藤吉
配布資料	諮問事項の資料
諮問事項	(1) 広聴システムの更改によるクラウド化に伴う個人情報の取扱いについて (2) 認知症予防のためのシニア向け絵本読み聞かせ講座事業(りぷりんと)の業務委託に係る個人情報の取扱いについて (3) 区立自転車等駐車場の定期利用の電子申請導入に伴う個人情報の取扱いについて (4) 新型コロナウイルス感染者のオンラインによる健康観察等に係る個人情報の取扱いについて
発言の記録	別紙のとおり

<令和2年度第6回審議会発言記録>

1 諮問事項

(1) 広聴システムの更改によるクラウド化に伴う個人情報の取扱いについて

	質問	区の考え方
1	資料1-3の図のシステム更改後に区民等からクラウドへの接続が×印となっておりますが、どのような対策がされるでしょうか？情報システムとしての情報漏洩対策、運用上のミスや不正への対策、外部からの攻撃があった場合にも十分な対策をさせていただく必要があると考えます。	広聴システムをクラウド化した場合、広聴システムサーバへのアクセスは目黒区総合庁舎のイントラネットシステム端末だけに許可し、それ以外からのアクセスは遮断する設定をします。目黒区総合庁舎のイントラネットシステム端末を使用できるのは職員のみで、使用の際は職員証とPIN入力が必要になります。また、職員は情報セキュリティ研修を毎年必ず受講しており、十分な対策を講じています。
2	資料1-4ウにあるメールフォームの対応範囲拡大は、目黒区HPの対応ではないかと思いますが、目黒区HPについても今回の諮問範囲でしょうか？	目黒区ホームページについては、今回の諮問範囲ではありません。広聴システム更改後は、広聴システム用のメールフォームを使用する予定です。
3	資料1-4のオにて、「所管課からの処理結果報告」というアクションがありますが、クラウドの広聴システムに登録された情報へのアクセス主体が誰で、広聴システムを使ってどのような業務を行うか不明です。広聴システムへ所管課や区民の声課からアクセスする場合は、庁内端末からアクセスするなどが発生すると思いますので、その部分が外部オンライン結合をすることになるのではないかと思いますので、論点の一つとなる重要な点ではないかと思いますが、また、クラウドサービスがオープンなインターネット上で誰でもアクセスできる環境である場合は、クラウドサービスに対するなりすまし等の不正アクセスへ対策する必要があると思いますので、併せて重要な論点となると思います。十分なお説明をお願いします。	「所管課からの処理結果報告」とは、所管課職員が目黒区総合庁舎のイントラネットシステム端末から広聴システムサーバへアクセスして処理結果を登録（報告）することを想定しています。広聴システムサーバへのアクセスは、目黒区総合庁舎のイントラネットシステム端末だけに許可し、それ以外からのアクセスは遮断する設定をします。目黒区総合庁舎のイントラネットシステム端末を使用できるのは職員のみで、使用の際は職員証とPIN入力が必要になります。これらの設定により、なりすましによるアクセスはできない仕組みになっています。広聴システム用の公開用Webサーバは、区民等が各自のインターネット環境からアクセスするもので、インターネット上でのデータの通信を暗号化し、盗聴や改ざんを防ぐ仕組みを導入します。この仕組みは、目黒区ホームページ用の公開用Webサーバにも既に導入されています。
4	①外部委託業者選定の基準は？ 過去の委託実績、委託料の多寡、企業体制、外部認証の有無等か	プロポーザル方式により、事業者の受託方針や業務目的、実績、スケジュール、機能、セキュリティ対策、稼働環境、障害発生時の対応、保守、経費等を総合的に評価し、選定する予定です。
5	②広聴システムを導入してから15年間の間に事故は発生したのか否か？ 発生したとすれば、その対応・処理、再発防止策策定・実施はどのように行われたのか。 又、それが新制度にどのように生かされるのか。	広聴システム導入後、セキュリティ事故は発生していません。

6	<p>資料1-3の図ですが、システム更改後、クラウドサービス（データセンター）内の広聴システムサーバから点線（太線）が「区民等」と記載された枠に伸びている記載があります。この記載の意味合いを具体的に教えて下さい。</p> <p>私は、この図の印象として、更改後はクラウドサービスの内の広聴システムサーバから区民等に情報が発信することはないというふうに捉えました。一方で逆説的ではありますが、現行システムの図では、総合庁舎内の広聴システムサーバから「区民等」に情報が発信されるようなことがあったのかなあと感じました（そのような図の記載はないが）。わざわざ、更改後にこうした記載を入れた意味というものを知りたく質問致しました。</p>	<p>広聴システムサーバへのアクセスは、目黒区総合庁舎のイントラネットシステム端末だけに許可し、それ以外からのアクセスは遮断する設定を行います。</p> <p>資料1-3の図の×印がついた部分は、区民等が広聴システムサーバにアクセスできないことを表しています。</p> <p>また、システム更改後は、区民等へ受信メール（着信のお知らせ）を自動で送付する以外は、広聴システムサーバから直接区民等へ情報発信することを想定していません。</p> <p>なお、現行システムにおいても区民等が広聴システムサーバにアクセスすることはできませんし、サーバから区民等へ情報発信していません。</p>
7	<p>資料1-7 クラウドサービスを使用する場所で想定される情報セキュリティのリスクを回避するための措置をしなければならないとありますが、これは当然のことで、仮にセキュリティを破られた場合、このように対処するという内容は事業者提出させるかどうかお伺いします。</p>	<p>事業者と情報セキュリティインシデント対応ハンドブックの内容を共有します。万一、サイバー攻撃やその兆候が見られた場合には、事業者と協力して、情報セキュリティインシデント発生の原因を特定し、根絶に向けて対応します。</p>
8	<p>広聴システムの更改によるクラウド化に伴う個人情報の取り扱いについてクラウドサービス全般に言えることですが、クラウド化を利用する際に、セキュリティにばかり目が向けられてしましますが、クラウド化に伴い、今後予想されるのはいつか必ずシステムは必ず落ちるということです。その時に落ちてはいけないものが落ちてしまったのか、落ちてはいけないものは落ちなかったのか、落ちてしまったときにデータも一緒に飛んでしまうのか、飛ばないのかも含めて検討していかねばいけないと思います。落ちてしまったときに個人情報漏洩しないようなシステムを備えた事業者なのか、など、個人情報を保護する観点から、それら含めた事業者選定を行うのかどうかお伺いします。</p>	<p>サービスの継続性や安全性、データの保護やバックアップ等について、区のセキュリティポリシーやシステム調達ガイドラインに従い、選定基準を定め、事業者を選定する予定です。</p>

意見

必要なシステム化である。しかし、クラウド化を利用するうえにおいてシステムダウンに対する対応策（長時間業務を停止することになった場合の対応策）も含めて今後幅広くインシデントに対する対応策の検討を要望します。

(2) 認知症予防のためのシニア向け絵本読み聞かせ講座事業（りぷりんと）の業務委託に係る
個人情報の取扱いについて

	質問	区の考え方
1	講座の受講期間は？ 事業期間と受講期間は同じか？	講座の受講期間は、説明会等も含め概ね4か月程度を予定しています。事業期間については、契約締結業務や委託業者との打ち合わせ及び募集期間があるため、受講期間より長くなりますが、事業実施年度内に完結します。
2	委託先との契約期間はどのように締結するのか？ 受講期間・事業期間・委託期間の関連は？ 事業期間+最長5年間ということか	契約締結業務等のため、事業期間は契約期間（委託期間）より長く、契約期間内に講座を実施するため、受講期間が一番短くなります。 なお、委託業者の研究業務は、区の委託する業務ではないため、事業期間は事業実施年度内となります。
3	資料2-3の4の1行目・・・個人を特定できる情報は破棄し、・・・とあるが、だれがどのように破棄するのか。そこに問題は生じないのかどうか。	標準仕様書第27条第1項に基づき、委託業者がバックアップデータを含め、情報及び情報資産を復元できないよう処置した上で廃棄し、日時、担当者及び処理内容を区へ報告します。
4	資料2-3「個人が特定できる情報は破棄」は誰が行うのでしょうか。	質問番号3のとおりとなります。
5	参加者をどのように募集し、選定するのでしょうか。	区がめぐろ区報等により募集を行い、定員を超える応募があった場合は抽選を行います。
6	応募段階での氏名や連絡先などの個人情報は、区が保管するのでしょうか。	応募段階から受講者決定までの期間は、区が個人情報を保管します。
7	応募したが、人数の関係で参加できない区民の個人情報は受託者が破棄するのでしょうか。	参加できない区民の個人情報は、区が破棄するため、参加者以外の個人情報は受託者に渡りません。

意見

委託事業者に事業参加者から予め同意があった認知機能等個人情報を研究協力のため提供することになるが、事業参加者に同意書にサインをもらう際に、しっかり研究の意義やIDにより管理されることなど詳細に説明し、ご理解を得られるように努めてください。

(3) 区立自転車等駐車場の定期利用の電子申請導入に伴う個人情報の取扱いについて

	質問	区の考え方
1	<p>資料3-4④を見ると現行は駐輪場設置機器に現金で支払っていると思いますが、どのようにされていますでしょうか？誰かが駐輪場設置機器から現金を出してどこかに管理しているのではないかと推察しますが、そうであれば電子申請することにより、現金取扱に伴う事故のリスクを軽減することができるという大きなメリットがあるように思いますので、本取り組みの意義は大きいと感じます。</p>	<p>現行のシステムでは、駐輪場に設置された定期更新機にて現金を保管し、定期的（毎週1回）に、指定管理者が現金の回収を行っております。また、防犯対策として、機器を開けて集金を行う際は必ず2名体制で行うことを徹底しております。</p> <p>新規システムを導入することにより、現金回収の際の事故等のリスクを削減できます。</p>
2	<p>資料3-5を見ると、現行はVPN（種別は不明ですが）による閉域網のところをオープンなインターネットでの接続となる点が大きな変更点ではないかと思えます。指定管理者事業所の端末のセキュリティ対策を含め、外部からの攻撃にさらされる可能性などのリスクを踏まえた対策が必要だと思えますが、特段の説明がありませんのでご説明をお願いします。</p>	<p>クラウドサーバと指定管理者事業所の端末との接続については、インターネットVPNによる接続を行い、クラウドサーバと利用者、決済代行会社、現地機器との接続については、SSL通信によるデータ通信の暗号化を行います。</p> <p>新規システムは、上記のセキュリティ対策を施しております。</p>
3	<p>「5 セキュリティ対策」の中で一番下の「加除修正したものをを用いることとする（別紙2参照）。」とあり、別紙2を見ると、加除というより削除するということが基本作用になっているようです。実際、加筆されることはあるのか、また加筆される場合、入力ミスはどのようにチェックするのかお伺いします。</p> <p>資料3-2の「加除修正したものをを用いることとする（別紙2参照）。」という記述と、資料3-6の「利用料金減免の疎明資料の画像データがある場合は、それを削除する。」という記述の関係性をお教えいただきたい。</p> <p>前者は「加除修正」である一方、後者は「削除」だけであるが、なにか違いがあるのか。</p>	<p>前者の「加除修正」と後者の「削除」について、直接的な関係はありません。</p> <p>資料3-2の記述は、目黒区と指定管理者で締結している協定の内容修正に係るものです。修正内容は、「特定個人情報取扱規定の削除」「指定管理者の情報セキュリティ要件の追加」、「クラウドサービス利用時のセキュリティ対策、体制要件の追加」です。</p> <p>一方、資料3-6の記述は、新規システムでの定期利用の流れを図示したものです。目黒区立自転車等駐車場では、障害をお持ちの方、生活保護を受給されている方、65歳以上の方及び学生の方を対象とした減免制度があり、対象者は、減免申請時に疎明資料の画像データを送付します。指定管理者は、減免対象者であることを確認でき次第、個人情報保護の観点から当該画像データを削除します。</p>

4	<p>今回の諮問対象は、「指定管理者」の業務のうち新しく取り扱う個人情報の承認ということになっていますが、諮問内容が十分なのか気になっています。</p> <p>本件において重要な項目の一つは、新たに決済代行会社経由のクレジットカード払い、コンビニ払い等の支払いを可能にすることですが、「指定管理者」の個人情報取扱いの説明が中心となっており、「決済代行会社」における個人情報取扱い及びセキュリティ対策の具体的説明が不十分であり、諮問の対象にもなっていないように思われます。</p> <p>「決済代行会社」は「指定管理者」の再委託先という位置付けなのか、「決済代行会社」の個人情報の取扱い等及び諮問対象をどのように整理されているのか、ご教示いただければと思います。</p> <p>なお、平成30年2月5日の当審議会においては、「クレジットカード収納代行業者」におけるセキュリティ対策等について区側からご説明いただいで審議しています。</p>	<p>本件は、指定管理者の業務で電子申請を導入することにより、個人情報を取扱う業務に変更が生じるため、条例12条に基づき諮問しているものです。電子計算組織の結合という点では、指定管理者がクラウドサービスを利用して、自身が管理する情報システムと利用者パソコンやスマートフォンと決済代行会社のシステムをつなぎ、電子申請と使用料の支払いの業務を行うものです。したがって、区の電子計算組織と決済代行会社等の外部の電子計算組織との結合には当たりません。</p> <p>使用料の支払いにおける決済代行会社への委託は指定管理者が行い、当該決済代行会社は「再委託先」に準ずるものとなります。そのため、特記仕様書の第6条の規定に準じて決済代行会社には指定管理者と同様に個人情報を取り扱い、その保護対策を取ることを求めるもので、こうした形で、決済代行会社の情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策の遵守を担保しています。</p> <p>この点が資料ではわかりにくくなっていたかもしれません。指定管理者との協定書の中で、決済代行会社への委託にあたり具体的なセキュリティ対策を明示するよう求めています。</p> <p>委員のご質問にある、平成30年2月15日の諮問案件ですが、区税等のクレジットカード収納に関するもので、クレジットカード収納代行業者へ区が直接委託するとともに、区と当該事業者の相互のシステムの結合となることから、収納代行業者が講じるセキュリティ対策等を資料に具体的に記載し、条例12条及び17条ただし書に基づき諮問したものになります。</p>
5	<p>情報処理推進機構（IPA）のよると2020年度の個人セキュリティ脅威の第1位は個人向けの「スマホ決済の不正利用」組織向けでは「標的型攻撃による機密情報の窃取」です。</p> <p>組織的なセキュリティには十分対策を講じていると感じますが、個人のスマホ決済のセキュリティの甘さやフィッシング詐欺などから情報漏洩する危険が高いと感じますが、定期的に脅威と対策の検討を見直すよう、民間事業者との契約内容に入れておくべきではないのか伺います。</p>	<p>当該システムでは、ID・パスワードの設定、「推奨するブラウザ」等利用環境の周知といった利用者向けの対策を行います。</p> <p>また、区と指定管理者との協定内容を見直すとともに、脅威にさらされないような対策を検討するよう依頼します。</p> <p>なお、区は定期的に指定管理者との会議を開き、駐輪場運営に関する情報共有を行っております。当該システムの利用を含め、駐輪場運営に関して問題等が生じた場合には、迅速な報告及び改善策の提案をするよう指定管理者に依頼しております。</p>

意見

<p>利用者の利便性向上に、電子申請や利用料金の支払い方法の多様化は大きく資すると考える。他の分野でもぜひ、積極的に取り組んでいただきたい。</p>
<p>事業自体は賛成ですが、個人情報保護の観点から疑問点が払しょくされないため「保留」とします。</p> <p>質問5に対する区の考えについて、委員の危惧に対する回答内容が「脅威にさらされないような対策を検討するよう」及び「迅速な報告及び改善策の提案をするよう」指定管理者に「依頼」とされており、個人情報保護に対する区の姿勢に積極性が欠けている気がします。区には、もっと能動的にチェック機能を果たしていただきたい。</p> <p>同様に、質問4に対する区の考えについて、「決済代行会社」は、指定管理者の「再委託先」に準ずるものとして、特記仕様書第6条の規定に準じて指定管理者と同様に個人情報を取り扱わせ、その保護対策を取ることを求める形で、決済代行会社の情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策の遵守を担保するとしています。そもそも、「準ずる」というのは区の個人情報保護制度の中でどのように位置付けられるのか不明ですし、第6条に規定する区による「決済代行会社」への審査に基づく承諾が先にあるという「準再委託」に対する個人情報保護の担保が抜けています。この点から、区が同様の会社の個人情報保護対策を審査している先例と比べると、考えが後退している気がします。</p>

決済代行会社との契約関係が当初資料では不明でしたので、当初から説明頂けたらよかったです。

利用者の利便性向上と同時に個人情報流出はセットと考えるべき。クレジットカード決済においても問題のあるカードがあれば制限すべき。脅威にさらされないような対策をとるのは当然のことでありどのくらいのレベルなのか新しい脅威に対しても対抗できるものなのかももう少し丁寧な説明を今後求む。

(4) 新型コロナウイルス感染者のオンラインによる健康観察等に係る個人情報の取扱いについて

	質問	区の考え方
1	資料4-1にて、東京都との間でオンライン結合を行う、ということへの諮問と記載されていると思いますが、LINEや健康管理システム提供者等への外部委託は発生しないという理解でよいのでしょうか？外部委託が発生しない場合は、東京都から外部委託するのでしょうか？	LINEや健康管理システム提供者との外部委託（契約）は東京都が行うため、目黒区保健所は外部委託（契約）を実施しません。
2	オンライン結合先が東京都だとした場合、LINEは保健所は利用しないのでしょうか？	目黒区保健所はLINEを利用することはありません。
3	資料4-5の図の健康観察システムの管理責任は誰にあるのでしょうか？	健康観察システムの管理は、東京都が行います。
4	資料4-2の4（2）には、フォローアップセンターが健康観察システムへ記録、保健所が同システムの内容を閲覧、とありますが、資料4-5の図では⑥にて健康観察システムへ連携（=記録）しフォローアップセンターが閲覧し保健所へ報告、とされていて、異なる内容となっているように思いました。正しくはどちらでしょうか？	資料4-5の図にあります、⑧健康観察経過報告とはフォローアップセンターが、管理する健康観察システムの記録を確認し、入院等の対応が必要な患者が発生した際に目黒区保健所へ連絡することを表しています。目黒区保健所でも日々健康観察システムの内容を閲覧し、必要に応じて患者へ連絡を行います。
5	既に1月25日から目黒区でも利用されているとのことであるが、これまでの間に問題となった事項はあるか。それらに対する対応などがあれば知りたい。	自宅療養者への食料品等配送は、本人から希望を受けた翌日にフォローアップセンターへ依頼し、翌々日に配達されることを保健師から療養者へ説明しています。しかし、療養者が希望した翌日に配達されるものと認識し、まだ届かないと保健所へ連絡してくる事例が数件あったので、より丁寧な事前説明を行うよう努めています。
6	電話・メール・ライン等複数の手段を用いることや関係機関が増えることで個人情報管理において人為的なミスが誘発されやすくなるのではないかと。	個人情報を含むファイルに関係機関とやり取りする際は、送信ファイルを暗号化する等して情報が漏洩しないよう十分注意しています。提供後のデータは、東京都によって適切に取り扱われているものと解しています。
7	ホテル宿泊者に対して、自宅療養者と同様な対応（サービス）はあるのかないのか？無いとしたらその理由は何か（自宅療養中、医療機関入院中の感染者との差別が出てくるのではないかと）	ホテル宿泊者に対しては、東京都において看護師等による健康観察や食事の提供等が行われています。
8	条例17条の（外部結合）について 広聴システムについては、区の電子計算組織と国・地方公共団体の電子計算組織の結合はわかりやすいですが、感染者のオンラインによる健康観察については、どの部分が（外部結合）か教えてください。事業スキームの保健所を区と読み替ればよいですか。	お見込みの通り、資料4-5事業スキームに記載されている「保健所」が「目黒区保健所」となります。お尋ねいただいた外部結合につきましては、目黒区保健所からフォローアップセンターへ対象となる自宅療養者の情報を電子メールで提供することと、東京都が管理する健康観察システムの記録を閲覧することが該当します。

9	<p>本件を事後諮問とすることに全く異議はありませんし、区において開始前に個人情報の取扱い等について検討・確認をしていただくなど審議会の意向を遵守していただき、大変結構だと思います。ただ、毎回のことで恐縮ですが、本審議会の承認の効力を平成3年1月25日に遡らせるのか、諮問内容に明記されていないので、どのようにお考えなのか確認できればと思います。</p>	<p>今回、区民の生命・健康に対する危険を避けるため、事前にご連絡したうえで、諮問前に事業実施する形となっております。つきましては、事業開始日に遡っての賛成、反対をご判断いただきたく存じます。</p>
---	---	--

意見

<p>保健所への負荷軽減にも繋がるシステムの導入は、ぜひ引き続き行っていただきたい。</p>
<p>緊急で、大変なご多忙な対応をされている最中かと思いますが、やむをえないと思いますが、個人情報保護に関するリスクと対策が当初資料からわからなかったもので、簡単なものでも論点がわかるよう記載頂けると助かります。</p>
<p>健康観察システムの管理は東京都が行うため何か問題が発生した場合、東京都の責任が出てくるわけですが区として必要があればその都度意見をしてほしいと思います。</p>

(5) 諮問事項全般に関する質問への回答

	質問	区の考え方
1	<p>諮問事項全般についてシステム化の推進は、業務効率化を目指し着実に進めることが大切であると思います。</p> <p>広聴システムのクラウド化はじめそれぞれの諮問事項でクラウド化やシステム化を進める方向性に賛同いたします。</p> <p>質問は、これにより人件費は削減され、一方システム開発費と委託費等は経費増加すると思料します。</p> <p>費用対効果につき、どのような定量目標をもっていますか。</p> <p>個人情報保護と情報公開の審議との観点から離れますが、最も重要な点であり質問いたします。</p>	<p>システムの活用は、各業務で欠かせないものとなっており、ご指摘のとおり、今後、ますますシステム化の推進に係る諮問案件も増えてくるものと存じます。</p> <p>広聴システム等、プロポーザル方式による事業者選定を行うものについては、選定に当たっては経費面について考慮することとしております。</p> <p>なお、システム化の推進に関する費用対効果の定量目標は、様々な業務においてシステムを活用し、システムの規模も様々である中、どのような指標で評価することで適正な管理を実現できるかを研究してまいりたいと考えております。</p>
2	<p>先日、下記の通り個人情報保護法改正案につき政府閣議決定がなされました。</p> <p>「個人情報保護法は民間対象の法、国の行政機関対象の法、独立行政法人対象の法、地方自治体対象の条例と2000のルーツが乱立している「2000個問題」。</p> <p>これらの基本ルールをそろえ全体を政府の個人情報保護委員会が監督する体制をとるガイドラインを定める。」</p> <p>この決定からすると「外部結合を原則禁ずる条例17条自体が将来的には見直しが必要」と思いますがいかがでしょうか。</p> <p>他の自治体がこの点につきどのようなルールを持っているかわかりませんが、目黒区が率先して国や他の自治体との結合を進めるべきと思います。</p> <p>そして結合にあたってのルールを定めることも重要です。</p>	<p>委員もご承知のとおり、現在、目黒区においては、業務を行うにあたって必要な場合に限り、審議会の承認を得たうえで、国や他自治体等との結合を行っています。</p> <p>国は、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（令和2年12月）」（最終報告）において、オンライン結合について、「ITの活用は行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは合理性を欠くものであり、場合によっては、個人情報の円滑な利用を阻害して国民に不利益を被らせるおそれもある。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律においては、オンライン結合制限規定がなくとも、第6条、第8条等により、個人情報の安全性の確保等が図られている。このため、オンライン結合制限規定を置くことは不要になると考えられ、法律で定める全ての地方公共団体に適用される全国的な共通ルール（法律で定める全ての地方公共団体に適用される全国的な共通ルール）には当該規定は設けないこととすることが適当である」としています。</p> <p>また、国は、「最終報告」において、オンライン結合について共通ルールで制限規定を設けない場合、「地方公共団体等は、情報セキュリティを含めた安全確保措置の在り方や目的外利用・提供の「相当な理由」や「特別な理由」の具体的な判断に資するために国が示すガイドライン等に基づいた運用を行うことによって、個人情報を適切に管理し、みだりに利用・提供しないことを担保していくことが望ましい。」としています。</p> <p>今般提出された法案は、この「最終報告」の内容を踏まえたものとなっているかと存じます。</p> <p>区においては、今後、法改正とあわせて国が提示する予定のガイドライン等に基づき、必要に応じて条例改正等、必要な対応を行ってまいります。</p>